

警 察 署 協 議 会 会 議 録

東警察署協議会

開催年月日時	令和8年2月16日 午後4時00分 から 同 日 午後5時30分 まで	
開催場所	東警察署5階会議室	
出席者	警察署協議会	会長以下14名
	警 察 署	署長、副署長、会計管理官、生活安全管理官 地域管理官、刑事管理官、交通管理官 総務第一課長、総務第二課長、警備課長
議 事 概 要		
【会長挨拶（要旨）】 ○ 前回の会議から現在に至るまで、様々な地域の課題や世の中の出来事が起きている。 ○ 本日も課題について警察と協議会両方の立場で話し合い、実りある協議の場としていきたい。 【署長挨拶（要旨）】 ○ この一年間、協議会の皆様と東区のためにどうあるべきかについて話し合うことができ、大変実りのある内容であった。 ○ 本日は、令和7年の管内の治安概況・令和8年の福岡県警察運営指針について説明するのでよろしくお願いします。 【報告事項】 1 警察署協議会会長連絡会議の開催結果（会長） 【警察本部からの報告】 (1) 令和7年中の治安概況及び令和8年福岡県警察運営指針等について (2) ニセ電話詐欺及びSNS型投資・ロマンス詐欺の予防対策について (3) 飲酒運転を許さない社会環境作りについて 【警察署協議会活動報告】 (1) 早良警察署協議会の活動報告 (2) 春日警察署協議会の活動報告 (3) 飯塚警察署協議会の活動報告 2 警察署協議会会長連絡会議に参加して（会長）		

議 事 概 要

警察本部からの報告は、警察単独ではなく、地域との連携がどうあるべきかと考えさせられる内容であった。

警察署協議会の報告は、協議会が単なる報告の場ではなく、地域の課題を具体化する場だと感じた。

協議会委員の皆様が警察に対してやれることを実践していることに驚きと感動を覚えたので、この報告を参考にして、今後の協議会活動を考えていきたい。

【情勢説明】

1 令和7年中の管内治安概況・令和8年福岡県警察運営指針等の報告（署長）

(1) 令和7年管内治安概況

ア ニセ電話詐欺及びSNS型投資・ロマンス詐欺対策の推進

イ 暴力団及び匿名・流動型犯罪グループ対策の推進

ウ 飲酒運転・交通事故抑止対策の推進

エ 性暴力・児童虐待への的確な対応

オ サイバー空間の脅威への的確な対処

カ 重要凶悪事件の徹底検挙

キ 災害・テロ等の脅威への的確な対処

(2) 令和8年福岡県警察運営指針

社会の変容に即した警察運営の推進

【質疑応答】

○ 委員から「WLBを実現するために様々な課題があるが、産休を取得する人がいると周りの職員に負担が増える。何となくやっていた仕事や、やらなくても良い仕事等を見極めて辞めていかないとWLBも実現できない。」旨の意見があり、署長から「警察の場合、切り捨てる業務を見極めるのは難しい。現時点、書類の削減や印鑑を不要にしたものやアウトソーシングできる業務は外部委託しているものはある。県警においては男性の育児休業取得者も増えてきているので、業務の選別やITの活用等で業務を合理化していきたい。」旨の回答があった。

○ 委員から「去年は線状降水帯の発生があり、まもなく出水期を迎えるため、災害対策のため警察と協力体制を取っていきたい。」旨の意見があった。

○ 委員から「刃物事件が多く発生しているが、対策してどのようなことをしているのか。」旨の質問があり、署長から「不審な人物を発見した場合、職務質問して刃物所持等で検挙する事例がある。」旨の回答があった。

○ 委員から「特殊詐欺が多く発生しているが、この種の犯罪に関して県警同士の連携はあるのか。」旨の質問があり、署長から「警察本部に全国と連携して特殊詐欺の事件処理をする部署がある。同部署が他県から依頼を受けて当県で事件処理を行ったり、当県が他県に事件処理を依頼することもある。」といった旨の回答があった。

○ 委員から「日頃から雑踏警備関係で警察と協力し、大きな事故もなく無事終

議 事 概 要

えることができた。今後とも、警察と意見交換して協力していきたい。」旨の意見があった。

- 委員から「自分の職場では、止めるべき業務の選定やカスハラ対策などの対応が難しい問題は、上の立場の者が方針を定め対応している。警察も警察運営を推進していく上で対応に苦慮される問題は、組織の上の立場の者が方針を定め、対応されてはいかがか。」旨の意見があった。
- 委員から「性犯罪の件数の中には、親から性犯罪を受けた事件も件数に含まれるのか。」旨の質問があり、署長から「件数の中に含まれている。」旨の回答があった。
- 委員から「優秀な人材を確保するために、様々な企業が理系女子支援プロジェクトを行っている。警察においても同様に、ターゲットを絞った人材獲得活動を行うと将来的に優秀な警察官を獲得できると思う。」旨の意見があった。
- 委員から「路上で配布物や販売をする際、警察で必要な手続きがあるのか。」旨の質問があり、交通管理官から「公道上で配布物、販売をする際に交通の妨げとなる場合は、道路使用許可が必要となる。」旨の回答があった。
- 委員から「企業がカスハラの対応に困った際、警察に協力を依頼しても良いのか。」旨の質問があり、署長から「そのような場面が発生した際には、企業は管理権に基づいて退去命令をしてもらおうよう、社内でも周知して欲しい。警察としては、相談を受ければ必要な対応について説明を行い、また、緊急の時には110番すれば現場に駆け付ける。」旨の回答があった。

【閉会】